

平成 30 年度

常葉大学

経営学部・社会環境学部・保育学部

常葉大学院

環境防災研究科

聴講生 募集要項



出願受付 常葉大学 富士キャンパス教務課
〒417-0801 富士市大淵 325
TEL : 0545-37-2002

聴講手続受付 常葉大学 静岡キャンパス草薙校舎 教務課
〒422-8581 静岡市駿河区弥生町 6 番 1 号
TEL : 054-297-6133 (教務課直通)

1 聴講許可の時期及び期間

- (1) 聴講許可の時期 平成30年4月
- (2) 聴講期間 平成30年4月～平成30年7月末

2 出願資格

以下の項目のいずれかに該当する者。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 教授会において、前号に規定する者と同等以上の学力があると認めたもの
- (3) 上記の他、聴講に必要な学力があると学長が認めた者

3 出願期間

平成30年3月6日（火）～平成30年3月16日（金）

郵送により出願する場合、出願期間内の発信局日付印のある郵便に限り受理します。

持参の場合は、【出願受付】に提出してください。

窓口業務時間は、平日の9時から16時までです。一度受理した書類等は、いかなる理由があっても、これを還付しません。

4 出願方法

下記の出願書類〔1〕～〔6〕を提出してください。

【出願書類】

- 〔1〕 聴講生願書（本学所定の用紙） ※捺印もれのないように提出してください。
- 〔2〕 履歴書
- 〔3〕 公的機関が発行する運転免許証や保険証等の身分（住所、氏名等）を証明できる書類の写し
- 〔4〕 聴講期間を満たす在留資格を有することを証する書類（外国人のみ）
- 〔5〕 誓約書（本学所定の用紙）
- 〔6〕 顔写真1枚（縦3.0cm×横2.4cm）

→聴講生証用を使用しますので、聴講生願書に添付したものは別に1枚用意してください。

出願受付

〒417-0801 静岡県富士市大淵325

常葉大学 富士キャンパス 教務課

TEL 0545-37-2002（教務課直通）

5 選考

提出書類・受講者数等により審査し、許可・不許可を通知します。

6 聴講手続

聴講が許可された方には、後日電話連絡いたしますので、聴講初日に教務課窓口にて授業料を納めてください。なお、納入の期間等については、別途、聴講許可通知の際にお知らせします。

聴講手続受付

〒422-8581 静岡市駿河区弥生町6番1号

常葉大学 静岡キャンパス草薙校舎 教務課

TEL 054-297-6133 (教務課直通)

7 授業料等

聴講生	授業料 (1単位あたり)
一般	7,500円

- 授業料の他、教育に必要な費用は、別にこれを徴収することがあります。
- 一旦納付された授業料及びその他の納付金は、いかなる理由があっても還付しません。

8 聴講生証の交付

授業料が納付された後、教務課窓口で聴講生証を交付しますので、聴講される際は必ず聴講生証を携帯してください。

9 教科書販売

別紙申込方法参照

10 休講等

- ・休講の場合、原則として個別連絡はしませんので、教務課掲示板にてご確認ください。
- ・静岡県中部において暴風警報が午前7時の時点で発令されている場合は、1・2限の授業は休講となります。また、午前11時までに暴風警報が解除されていなければ、終日休講となります。

11 成績等

聴講生は、原則として試験がありませんので、受講科目の単位(成績)を修得することはできません。ただし、聴講した旨の証明書の交付を受けることができます。交付を希望される方は、教務課窓口で聴講生証をご提示ください (一通200円)。

12 その他

- ・本学の図書館及び食堂を利用することができます。
- ・聴講生が、本大学の諸規程に反する行為または本学の秩序を乱したと認められる行為をした場合は、

聴講の許可を取り消します。

- ・外国人が本学の聴講生になることで、「留学」ビザを取得することはできません。

<個人情報の取扱いについて>

出願及び手続き書類等による個人情報は、聴講生選考手続きとそれに関連する事項にのみ利用します。

[学校法人 常葉学園 個人情報保護指針]

本学園では、園児・児童・生徒・学生・患者並びに教職員の個人情報データベース等を、教育・医療・研究の活動及び支援に必要な業務を遂行するために利用します。

一方、日本国憲法第三章国民の権利と義務における基本的人権の享有と性質(第十一条)及び個人の尊重、生命・自由・幸福の追求の権利の尊重(第十三条)の立場から、プライバシーを中心とする個人情報は適切な管理のもと保護されなければなりません。

本学園では、個人情報の保護に関する法律の他、文部科学大臣並びに厚生労働大臣が定める指針及び地方公共団体が講ずる措置等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

また、個人情報保護規定及び学校・病院別取扱要項を策定し、情報の収集及び教職員の研修を通し、個人情報取扱事業者の義務として取組を適宜見直し、継続的な改善を行い、常に個人情報の適正な利用と保護に努めます。